

○伊東市下水道使用料等に関する検討会設置要綱

平成22年1月21日

伊東市告示第10号

(設置)

第1条 本市の下水道事業の経営の安定に資するため、下水道使用料等の適正化について市民等の意見を聴取することを目的として、伊東市下水道使用料等に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を文書により市長に報告する。

- (1) 下水道使用料の適正化に関すること。
- (2) 下水道事業の経営の健全化に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内及び参与2人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民 4人以内
- (2) 関係団体代表 6人以内

3 参与は、企画部長及び総務部長をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から翌年の3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。